

山梨県公報

第二千二百十号

平成二十四年

三月八日

木曜日

目次

告示

| | |
|---|-----|
| 保安林の指定の予定 | 一四一 |
| 道路の供用開始(三件) | 一四一 |
| 河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議 | 一四二 |
| 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が定める図書 | 一四二 |
| 一般競争入札について | 一四二 |
| 人事委員会 | 一四二 |
| 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 | 一四五 |
| 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 | 一四五 |
| 給料の半減に関する規則の一部を改正する規則 | 一四六 |
| 平成二十四年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員について | 一四七 |
| 第七十九回(平成二十四年度)山梨県警察官A採用試験の実施について | 一四九 |

告示

山梨県告示第九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年三月八日

山梨県知事 横内正明

- 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町波高島字湯沢一七七一から一七七六まで
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施設要件

- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------|--------|--|----------|------------|
| 県道 | 富士川身延線 | 南巨摩郡南部町内船字島尻一〇四八番の一地先から南巨摩郡南部町内船字橋田俣下八六五三番の四地先まで | 七八二・〇 | 平成二十四年三月八日 |

山梨県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

山梨県知事 横内正明

| | | | | |
|-------|------------|--|--------------|----------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
| 県道 | 石和温泉停車場松本線 | 笛吹市石和町松本字中直シ七一 番の二地先から 笛吹市石和町松本字中直シ七一 番の一地主まで | 一一・八 | 平成二十四 年三月八日 |

山梨県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

山梨県知事 横内正明

| | | | | |
|-------|----------|---|--------------|----------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
| 県道 | 四日市場上野原線 | 上野原市鶴島字下田野入四二二 二番地先から 上野原市鶴島字飯米場四四八四 番の九地主まで | 三七一・〇 | 平成二十四 年三月八日 |

山梨県告示第百三号

河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 日川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 左岸 甲州市勝沼町下岩崎字堰間千四百二十五番五から甲州

市勝沼町下岩崎字中川久保千四百六十二番三
管理を行う者の氏名及び住所

- 四 氏名 甲州市長 田辺篤
- 住所 甲州市塩山上於曾千八十五番一

五 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成二十四年三月八日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第百四号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が定める図書（平成二十一年山梨県告示第百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月十五日から施行する。

山梨県知事 横内正明

- 本則に次のように加える。
- 九 北杜市まちづくり条例（平成二十三年北杜市条例第二号）により届出が必要な場合は、同条例に適合する旨を確認することができる図書。

公 告

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年三月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量

パソコン機器等 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十四年七月一日から平成二十九年六月三十日まで

4 納入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県企画県民部情報政策課 情報通信基盤管理担当

電話〇五五 二二三 一四一九

2 入札説明書の交付方法

この公告の日の翌日から平成二十四年三月二十七日（火）までの山梨県の休日（以下「県の日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。

3 入札参加資格申請書の提出方法

平成二十四年三月十二日（月）から平成二十四年四月二日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年四月十八日（水）午後二時 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十四年四月十七日（火）午後五時までに山梨県企画県民部情報政策課情報通信基盤管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第

九十号)に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

Summary

1 Nature and amount of services required:

Computer equipment for personnel use 1 set

2 Date and time for tender:

2:00PM April 18, 2012

3 Bureau in charge:

Information and Communication Infrastructure Management Section, Information

Policy Division, Planning and Resident Life Department, Yamanashi Prefectural Government

1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合以外の場合における傷病休暇(以下この条において「特定傷病休暇」という。)の期間は、次に掲げる場合における特別休暇又は傷病休暇を使用した日その他の人事委員会が定める日(以下この条において「除外日」という。)を除いて連続して九十日(人事委員会が特に認める疾病にかかつた場合は百八十日以下同じ。)を超えることはできない。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかつた場合

三 山梨県職員安全衛生管理規程(昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号)第十四条第一項の規定により同項の表に規定する生活規制の面Bの区分の決定若しくは同表に

規定する生活規制の面Bへの区分の変更を受け、同表の具体的養護措置を受けた場合又は山梨県教育委員会安全衛生管理規程(昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)第十五条第一項の規定により同項の表に規定する生活規制の面Bの区分の決定若しくは同表に規定する生活規制の面Bへの区分の変更を受け、同表の具体的養護措置を受けた場合

第十三条第二項中「又は一時間」を、「一時間又は一分」に、「一時間」を、「一時間又は一分」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第六項とする。

ただし、特定傷病休暇の期間の計算については、一時間又は一分を単位とする特定傷病休暇を使用した日は、一日を単位とする特定傷病休暇を使用した日とみなす。

第十三条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項ただし書、次項及び第四項の規定の適用については、連続する八日以上(当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として人事委員会が定める場合にあつては、その日数を考慮して人事委員会が定める期間)の特定傷病休暇を使用した職員(この項の規定により特定傷病休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。)が、除外日を除いて連続して使用した特定傷病休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間(一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の人事委員会が定める時間(以下この項において「部分休業等」という。))があつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間)の全てを勤務した日の日数(第四項において「実勤務日数」という。)が二十日に達する日までの間に、再度の特定傷病休暇を使用したときは、当該再度の特定傷病休暇の期間と直前の特定傷病休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 使用した特定傷病休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定傷病休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかつた日(以下この項において「特定負傷等の日」という。))の前日までの期間における特定傷病休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項

において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、当該九十日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定傷病休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。

4 使用した特定傷病休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日の翌日から実勤務日数が二十日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定傷病休暇の期間における特定傷病休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、当該特定傷病休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。

5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の傷病休暇の日以外の勤務しない日は、第一項ただし書及び第二項から前項までの規定の適用については、特定傷病休暇を使用した日とみなす。

第十三条に次の一項を加える。

7 第一項ただし書、第二項から第五項まで及び前項ただし書の規定は、臨時の職員及び条件付採用期間中の職員には適用しない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において現に傷病休暇（この規則による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十三条第一項各号に掲げる場合に使用した傷病休暇を除く。）を使用している職員については、当該傷病休暇に限り、改正後の規則第十三条第一項ただし書の規定は、適用しない。この場合において、当該傷病休暇のうち、施行日から当該傷病休暇の期間の末日までに使用した傷病休暇については、改正後の規則第十三条第一項ただし書に規定する特定傷病休暇とみなす。

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合以外の場合における傷病休暇（以下この条において「特定傷病休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における特別休暇又は傷病休暇を使用した日その他の人事委員会が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して九十日（人事委員会が特に認める疾病にかかった場合は百八十日以下同じ。）を超えることはできない。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第十六条第一項の規定により同規則別表第二に規定する生活規制の面Bの区分の決定若しくは同表に規定する生活規制の面Bへの区分の変更を受け、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十六条の措置を受けた場合又は山梨県教育委員会安全衛生管理規程（昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）第十五条第一項の規定により同表の表に規定する生活規制の面Bの区分の決定若しくは同表に規定する生活規制の面Bへの区分の変更を受け、同表の具体的養護措置を受けた場合

第十二条第二項中「又は一時間」を「一時間又は一分」に、「一時間」を「一時間又は一分」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第六項とする。

ただし、特定傷病休暇の期間の計算については、一時間又は一分を単位とする特定傷病休暇を使用した日は、一日を単位とする特定傷病休暇を使用した日とみなす。

2 前項ただし書、次項及び第四項の規定の適用については、連続する八日以上（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として人事委員会が定める場合にあつては、その日数を考慮して人事委員会が定める期間）の特定傷病休暇を使用した職員（この項の規定により特定傷病休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定傷病休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第一項に規定する部分休業の

承認を受けて勤務しない時間その他の人事委員会が定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第四項において「実勤務日数」という。）が二十日に達する日までの間に、再度の特定傷病休暇を使用したときは、当該再度の特定傷病休暇の期間と直前の特定傷病休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 使用した特定傷病休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定傷病休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかつた日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定傷病休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、当該九十日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定傷病休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。

4 使用した特定傷病休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日の翌日から実勤務日数が二十日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定傷病休暇の期間における特定傷病休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことやむを得ないと認められるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、当該特定傷病休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。

5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の傷病休暇の日以外の勤務しない日は、第一項ただし書及び第二項から前項までの規定の適用については、特定傷病休暇を使用した日とみなす。
第十二条に次の一項を加える。
7 第一項ただし書、第二項から第五項まで及び前項ただし書の規定は、臨時の職員及び条件付採用期間中の職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において現に傷病休暇（この規則

による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十二条第一項各号に掲げる場合に使用した傷病休暇を除く。）を使用して職員については、当該傷病休暇に限り、改正後の規則第十二条第一項ただし書の規定は、適用しない。この場合において、当該傷病休暇のうち、施行日から当該傷病休暇の期間の末日までに使用した傷病休暇については、改正後の規則第十二条第一項ただし書に規定する特定傷病休暇とみなす。

山梨県人事委員会規則第四号

給料の半減に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

給料の半減に関する規則の一部を改正する規則

給料の半減に関する規則（昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（以下「傷病休暇」という。）を削る。

第四条の見出し中「引き続き」を削り、同条中「引き続き」を削り、「期間には、」の下に「次に掲げる場合における傷病休暇（以下「生理休暇等」という。）（以下の場合における傷病休暇（以下「特定傷病休暇」という。）の日（一日の勤務時間の一部を特定傷病休暇により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の」を加え、「当該療養期間中の傷病休暇の日以外の日」を「勤務しない日（一日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の人事委員会が定める日を除く。）」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 生理日の就業が著しく困難な場合
- 二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）第十四条第一項の規定により同項の表に規定する生活規制の面Bの区分の決定若しくは同表に規定する生活規制の面Bへの区分の変更を受け、同表の具体的養護措置を受けた場合、山梨県教育委員会安全衛生管理規程（昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）第十五条第一項の規定により同項の表に規定する生活規制の面Bの区分の決定若しくは同表に規定する生活規制の面Bへの区分の変更を受け、同表の具体的養護措置を受けた場合、学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八

号) 第十六条第一項の規定により同規則別表第二に規定する生活規正の面Bの区分の決定若しくは同表に規定する生活規正の面Bへの区分の変更を受け、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号) 第十六条の措置を受けた場合又は山梨県警察職員の健康管理に関する訓令(昭和五十九年山梨県警察本部訓令第十号) 第十六条第二項の規定により同訓令別表に規定する指導区分Bの指導区分の指定若しくは同表に規定する指導区分Bへの指導区分の変更を受け、同表の管理措置を受けた場合 第五条の見出しを「(給料の半額を減ずる日)」に改め、同条第二項中「傷病休暇」を「特定傷病休暇」に、「勤務を欠くこととなつた日以後の」を「引き続き勤務しない期間における」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「傷病休暇」を「特定傷病休暇」に改め、「一年」の下に「の引き続き勤務しない期間」を、「後の」の下に「引き続き勤務しない期間における」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

一 一の負傷又は疾病による特定傷病休暇が引き続いてしている場合においては、当該特定傷病休暇の開始の日から起算して九十日(当該特定傷病休暇が結核性疾患による場合にあつては、一年)の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定傷病休暇の日(一回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを特定傷病休暇により勤務しなかつた日に限る。次項において同じ。)につき、給料の半額を減ずる。

第五条に次の一項を加える。

4 前三項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の人事委員会が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いてしているものとする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

● 平成二十四年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員について

平成二十四年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員を次のとおりとする。

平成二十四年三月八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

平成24年度山梨県警察官採用試験 採用予定人員

| 試験区分 | 試験職種 | | 採用予定人員 |
|----------|-------|---------|--------|
| 警察官採用試験A | (第1回) | 男性 | 41 名程度 |
| | | 女性 | 4 名程度 |
| | (第2回) | 男性 | 13 名程度 |
| | | 男性/武道指導 | 2 名程度 |
| | | 女性 | 2 名程度 |
| 警察官採用試験B | 男性 | | 13 名程度 |
| | 女性 | | 2 名程度 |

※ 試験職種及び採用予定人員は変更する場合がある。

※ 試験職種により受験資格が異なるので、詳細は県のホームページ又は各試験案内で確認すること。

● 第七十九回（平成二十四年度）山梨県警察官A採用試験の実施について
第七十九回（平成二十四年度）山梨県警察官A採用試験を次のとおり実施する。
平成二十四年三月八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等

| 試験職種 | 区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|-------|----|--------|--|
| 警察官 A | 男性 | 41名程度 | 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。 |
| | 女性 | 4名程度 | |

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

| 試験職種 | 区分 | 年齢及び性別 | 学歴 | 勤務開始日 |
|-------|----|--------------------|---|---|
| 警察官 A | 男性 | 昭和57年4月2日以後に生まれた男性 | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成25年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者 | 原則として、平成25年4月1日 既卒者で、勤務可能な者は、平成24年10月1日に採用する場合もある。 |
| | 女性 | 昭和57年4月2日以後に生まれた女性 | | |

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 大学評価・学位授与機構（旧学位授与機構を含む。）から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成24年3月21日(水)

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

| 区分 | 受付場所・送付先 | 受付期間 | 受付時間等 |
|---------|------------|---|---|
| 持参 | 山梨県内各警察署 | 平成24年3月21日(水)から平成24年4月20日(金)まで(土曜日、日曜日を含む。) | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| | | 平成24年3月21日(水)から平成24年4月20日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。) | |
| 郵送 | 山梨県警察本部警務課 | 平成24年3月21日(水)から平成24年4月20日(金)まで | 平成24年4月20日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。 |
| インターネット | | 平成24年3月21日(水)から平成24年4月13日(金)まで | 平成24年4月13日(金)の午後5時15分までに受信したものに限り。[期間中常時受付] |

4 試験日及び試験会場

| 区分 | 試験日 | 試験会場 |
|-------|---|--|
| 第1次試験 | 平成24年5月13日(日) (受付時間) 午前8時40分から午前9時まで | 甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。) |
| 第2次試験 | 平成24年5月26日(土)、27日(日) | 山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17) 山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田4-4-37) |
| 第3次試験 | 平成24年7月3日(火)、4日(水) | 山梨県職員研修所 社会保険山梨病院 (甲府市朝日三丁目8-31) |

5 試験方法

| 区分 | 試験種目 | 配点 | 内 容 |
|-----------|-----------|--|--|
| 第1次試験 | 教養試験 | 40 | 警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈 |
| | 資格加点 | 武道 5 英語 5 | 警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う。 |
| 第2次試験 | 身体検査(1回目) | — | 職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う。 |
| | 体力試験 | 20 | 職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。 ・文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ・(財)日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき一定の基準を満たすか否かについて実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸 |
| | 人物試験Ⅱ | 20 | 社会性、積極性、表現力等について集団面接を行う。 |
| 第3次試験 | 第1次試験日に実施 | | |
| | 論文試験 | 20 | 理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。 |
| | 第2次試験日に実施 | | |
| | 人物試験Ⅰ | 50 | 警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて適性検査を行う。 |
| | 人物試験Ⅱ | | 社会性、積極性、表現力について個別面接を行う。 |
| 身体検査(2回目) | — | 胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う。 | |
| 資格調査 | — | 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。 | |

- (1) 身体検査の項目等は、別掲のとおりとする。
- (2) 論文試験は第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
なお、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (3) 人物試験Ⅰは第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表 平成24年5月18日(金)
 第2次試験合格者発表 平成24年6月8日(金)
 最終合格者発表 平成24年7月20日(金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の給料月額（初任給）は、大学卒の場合204,500円（平成24年4月1日現在）である。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。給料月額（初任給）は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

8 その他

(1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載する。また、山梨県県民情報センターで閲覧やコピーができる。

(3) 詳細は、「平成24年度山梨県警察官A採用試験（第1回）案内」による。

別掲 身体検査項目

| 検査項目 | | 基準 | |
|---------------|-----------------------------|--|--|
| | | 警察官A（男性） | 警察官A（女性） |
| (1回目) 身体検査 | 身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動 | 160cm以上であること。 47kg以上であること。 78cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。 | 150cm以上であること。 43kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。 |
| (2回目) 身体検査 | 視力 | 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。 | |
| | 色覚 | 職務遂行上支障がないこと。 | |
| | 聴力 | 正常であること。 | |
| | その他 | 職務遂行に支障のない身体的状態であること。 | |

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番